

芝法人会の、 いままでとこれから

芝法人会は公益社団化3年目を迎えました。今後、より充実した事業を行っていくため、当会のこれまでの経過と今後の運営について、皆様のご理解をいただき、公益のためにご協力を賜りたいと思います。



法人会組織について

01 法人会の沿革

- 昭和22年に、それまでの賦課課税制度から申告納税制度へと大きな転換が図られました。申告納税制度は納税者自らに税を計算し納税することを求めるものですが、戦後の混乱下での新制度移行には多大の懸念がありました。このため、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて税知識の普及と納税意識の高揚を図ることの必要性が認識され、企業経営者の間から自発的に法人会が誕生しました。
- 法人会はその後、確固たる組織基盤を確立し、社会的にも存在意義を認識していただきながら、その活動を一層充実したものとした。いとの願いを込め、国税当局を主務官庁として、民法34条に基づく公益法人化を図ることとしました。昭和39年に葛飾法人会（東京）が初の社団化を成し遂げ、その後、平成4年をもって全国442会のすべてが社団化を達成しました。
- 現在、公益法人制度改革に対応し、平成23年4月全国法人会総連合が公益財団法人の認定を取得したほか、平成25年12月までに全国382会が公益社団法人の認定を取得済みです。

02 法人会の活動

法人会は、民間における税の分野でのオピニオンリーダーを目指して様々な活動をしています。国家の将来を見据えた税の提言活動、税の啓発活動（講演会、各種研修会等）、将来を担う学童に対する租税教育活動などは、全国442会が積極的に取り組む最重要活動です。

法人会は同時に、地域に存在する確固たる組織体の責任として、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。例えば、地方自治体と連携した「中学生職場体験」などは、正に法人会の特性が生かされた活動です。地球規模での環境問題への

取り組みも、法人会の数の力が生かせる重要な活動です。女性部会を中心に家庭や職場での節電に取り組む活動「いちごプロジェクト」を経年実施しています。

また、多種多様な業種の企業経営者が集う法人会は自ずと異業種交流の場となり、様々な情報交換が行われ、また、新たな事業展開のヒントを得る絶好の場ともなっています。会員企業の活性化、事業の発展は地域の活性化に直結しており、法人会会員も自らの企業価値をあげ、より多くの納税を行えるようになることを励みに、日頃の活動に取り組んでいます。

03 法人会の組織・会員

法人会は、442単位法人会（単位会）、41県連合会（県連）、全国連合会（全法連）の重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

法人会の会員は、主として中小企業の経営者であり、定款に規定される目的と、それを達成するための活動に賛同された方であれば、特段の制限的条件はなく、どなたでもご入会が可能です。会の運営は、法令や諸規程に基づき会員の中から役員を選任し、その役員が会員を代表し、無報酬にて、役割を分担して行われています。



公益社団法人芝法人会 定款（抜粋）

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、おもに芝税務署管内を中心として東京都内において行うものとする。

第3章 会員

（資格）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 芝税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人、法人の事業所又は個人

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（入会）

第6条 この法人の正会員又は特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、入会することができる。

（会費）

第7条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。



会長
挨拶

公益社団法人 芝法人会 会長（代表理事） 北迫秀樹

〔東京発送株式会社／代表取締役会長〕

（公益財団法人 全国法人会総連合 理事）（一般社団法人 東京法人会連合会 副会長）

ひと
企業（経営者）とまち
地域を元気にします！

当会の「平成25年度の事業活動」につきましては、芝税務署をはじめとする関係各位のご指導のもと、「税務知識の普及」など、税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を多数実施し、充実した法人会活動を展開いたしました。

公益社団法人へ移行して1期2年を無事に終了できましたことは、会員の皆様方のご支援とご協力のお蔭であります。深く感謝申し上げます。

本年6月10日に開催いたします「第3回通常総会」におきましては役員改選が行われますが、今後も役員一丸となって、皆様方のご期待にお応えできるよう努めてまいります。

これからも一層のご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



平成25年度 事業報告・収支報告(決算報告)

《平成25年4月1日から平成26年3月31日》

会費納入状況

・会費納入額 **86,608**千円 (平成25年度 会費収入予算額 **86,000**千円)

会員数**3,537**社

公益事業実績

- ・税知識の普及を目的とする事業⇒開催回数**67**回 延べ参加人数**5,220**名(内 一般**2,012**名 一般参加率**38.5%**)
- ・納税意識の高揚を目的とする事業⇒開催回数**31**回 延べ参加人数**52,225**名(内 一般**33,744**名 一般参加率**64.7%**)
- ・税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業⇒開催回数**7**回 延べ参加人数**452**名(内 一般**193**名 一般参加率**42.7%**)
- ・地域企業の健全な発展に資する事業⇒開催回数**19**回 延べ参加人数**1,589**名(内 一般**329**名 一般参加率**20.7%**)
- ・地域社会への貢献を目的とする事業⇒開催回数**5**回 延べ参加人数**606**名(内 一般**558**名 一般参加率**92.1%**)

その他の事業等実績

- ・会員の交流及び福利厚生等に関する事業⇒事業数**9**事業／開催回数**42**回
- ・その他本会の目的を達成するために必要な会議等⇒部門数**19**部門／開催回数**110**回

正味財産増減計算書内訳表

平成25年度 決算 公益目的事業費割合 **73.0%**
(平成25年度 予算 公益目的事業費割合 **73.9%**)

26年度もがんばろー



	公益目的事業会計	その他の事業会計	法人会計	合 計
受取会費	17,321	0	69,287	86,608
受取寄附金	1,630	0	0	1,630
その他収益	20,344	6,108	1,539	27,991
経常収益計	39,295	6,108	70,826	116,229
事業費	76,623	9,268	0	85,891
管理費・会議費	—	—	18,990	18,990
経常費用計	76,623	9,268	18,990	104,881
当期経常増減額	▲37,328	▲3,160	51,836	11,348

(単位:千円 / 端数処理あり)
(平成25年4月1日から平成26年3月31日)

成果報告

公益目的事業は、前年度(24年度)対比で ◆総参加人数⇒**120%** ◆一般参加人数⇒**180%**
◆事業1回あたりの総参加人数 ⇒**135%**と、良い成果を収めることができました。

「参加対象者のニーズに合致した内容・タイミングでの事業の開催」ならびに「法人会組織の認知度及び信頼を高めることを目的とした広報活動」が主な成功要因と分析しています。
今後も事業検証を重ね、会員の皆様ならびに地域の皆様に「参加して良かった」と評価していただけるよう、公益事業の充実に努めてまいります。



会員の声

実務に活かせるよう研修テーマを選択しながら、できる限り参加しています。「会場が近い!」「受講料が無料である!」ことが何よりも魅力であると思います。知りたい実践的なポイントのみをピックアップして聞けるので、テキストや資料等で学ぶよりも断然短い時間でポイントを押さえられます。忙しい若手の方々にもお奨めです。これからも法人会ならではの研修会を、どんどん利用したいと思っています。

電設エンジニアリング株式会社 管理室長 佐藤 祐一
(H25年度 17講座参加)

決して大きい会社ではないので、当年ごとの税法上の基礎情報や源泉徴収実務など、日頃の業務に直結した研修会が特に参考になります。芝税務署担当官の話を直接聞けることも実務者として助かっています。長年経理を担当しながらも、時に、忘れていた部分もでてくるので、原点に戻って「簿記を再度勉強してみよう!」と、他社よりも手頃な受講料で職場から近い会場で参加できる簿記三級講座を受講したこともあります。これからも、より実践的で、気軽に参加できる研修会の充実を期待しています。

株式会社和貴 業務課長 戸島 英子
(H25年度 19講座参加)

法人会の地球温暖化対策

みんなで地球を守ろう



「地球温暖化対策報告書制度の活用」

「報告書」は、省エネ意識とそれにとまなう行動への入り口のひとつに過ぎません。

法人会会員企業にとって、自社のエネルギー使用の現状把握ができるようになり、光熱費を中心とした経費のムダやムラを把握することで経費削減にもつながります。

省エネの専担者をおいていなくとも光熱費等の経費の経年比較が容易になり、より効果的な省エネ対策を講じることができるような「報告書」となっています。

「無料省エネ診断」や「CO₂自己評価指標(ベンチマーク)」等も活用することによって、例えばオフィスの照度や温度などが数値で

把握できるようになり、実施されている省エネ対策の成果が可視化されることで、会社内での取組み姿勢もより前向きに変わる効用があります。

「無料省エネ診断」を利用し、作業場やバックヤードの整理整頓や在庫管理が進み、ロス率を大幅に低減することに成功している中小規模事業所も少なくありません。

結果として「中小企業向け省エネ促進税制」等の制度利用についても検討できるようになり、経営面での選択肢も増やすことにつながります。

「港区(芝法人会会員)の特色」

東京都では、電力需給の見通しを踏まえた『賢い節電』を土台とした『スマートエネルギー都市』への進化を目指しています。

『賢い節電』の3原則は、①「無駄を排除し、無理なく長続きできる省エネ対策の推進」、②「ピークを見定め、必要なときにしっかり節電(ピークカット)」、③「経済活動や都市のにぎわい・快適性を損なう取り組みは、原則的に実施しない」です。

3原則を基に、「事業所と住宅それぞれにおける取り組み」や、「新築建築物の省エネ性能の向上」、「再生可能エネルギー等の低炭素電源や自律分散型電源の利用拡大」、「エネルギーの需給両面からの最適制御を組み込んだ都市づくり」を促進しています。

当会は港区に所在し、ヒートアイランド現象への対策など、地球温暖化防止について目を背けることはできません。

当会の会員企業の8割は中小規模事業所であり、東京都の各種気候変動対策の対象となっています。地元企業・経営者が多く、

職場と自宅が近いことから、事業所だけでなく家庭での省エネ対策との相乗効果が高まることが期待されています。

また、中小規模事業所では少人数だからこその意識の統一感や結束が強みとなり、省エネ効果がいっそう高まることも期待されています。

一方、当会エリアには上場企業を中心とした大規模事業所も多数所在しており、当会にあって約2割の大手企業が会員として所属しています。

大規模事業者の強みは何といっても省エネに関する担当部門が設置されていることや専担者がいることですが、それ以外にも、例えば新しいシステムや機械を導入する場合でも、一定数量を一括購入することによって、その新しいシステム等の需要が高まり、その販売価格が下がることで中小規模事業所や家庭でも導入しやすくなるといった面でも期待されています。

「今後の取り組み」

当会は上部団体である一般社団法人東京法人会連合会の方針に則り、これからも、東京都が推進する多面的な中小規模事業所ならびに大規模事業所の地球温暖化対策を中心に、ここ港区で、

将来の「スマートエネルギー都市の実現」に寄与する取り組みを継続していきます。

税制のグリーン化(環境税等)「地球温暖化対策のための税の導入」

低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策をはじめとする地球温暖化対策(エネルギー起源CO₂排出抑制対策)を強化するため、平成24年10月1日から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されており、平成26年4月1日からは2段階目の税率が適用されます。具体的には、石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し、

環境負荷(CO₂排出量)に応じて広く公平に負担を求められています。喫緊の課題であるエネルギー・地球温暖化問題の解決に向けて、エネルギーの利用に伴うCO₂の排出ができる限り抑制されるよう、理解と協力が求められています。

※詳しくは環境省HP:税制のグリーン化(環境税等)をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/policy/tax/kento.html>

平成26年度の会運営について

I.活動理念

会員数と会費収入の減少等の当会の現状を考慮し、今後の会運営について危機感を持ち、法人会組織の持続可能性を高めるための事業及び活動を展開する。

◆全・東法連の協議決定等に則し、最適な方向性を検討する。

◆『会員維持(財政安定化)』に取り組む。

◆改善策を検討し、実施可能な対応策から順次講じる。

『会員維持(財政安定化)』のための5つの重点課題等

1.「収入源の確保」

- ◆「会員維持活動の強化策」について
- 法人会ブランドの訴求と当会独自の魅力の訴求
- 加入勧奨方法の変更
- 会員への情報開示

- ◆「会費収入以外の収入増加策」について
- 公益事業に対する寄付・賛助を募る
- 大企業(上場企業)との公益事業での連携を強化

2.「魅力ある事業の展開」

- ◆「事業の見直し(公益事業の充実)」について
- 法人会の存在意義や事業目的の再認識
- 地域一般の参加者の向上
- 会員限定事業の増加

- ◆「委員会組織の再編」について
- 事業の見直しに則した組織再編
- 事業構成に則した組織構成
- 事業内容によって担当組織を決定

3.「再活性化」

- ◆「役員の役割の見直し」について
- 重点課題をクリアするための機関再編
- 組織構成に則した役員の役割の再編
- 役員の改選期に合わせた見直し

II.基本方針

1.「税務行政への協力」

税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。さらに、e-Tax普及のための方策を検討し利用率向上に努める。

2.「租税負担の合理化」

中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

3.「経理知識の普及」

企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、経営、経理、労務及び税務に関する研修会、講習会の事業活動を積極的に行う。

4.「公益と社会貢献」

健全な納税者団体として、事業の公益性と社会貢献度を高めるとともに、組織の強化を図り、納税者の事業への参加の向上と加入増加を推進し、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。さらに、公益法人として、民間が担う公共の目的を果たすべく取り組む。

5.「会務運営の円滑化」

会務運営の基本に基づき、法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、特に会員相互で情報交流を図ることにより会務を円滑に運営する。

III.主要事業計画

1.税知識の普及を目的とする事業

①税務研修会 <対象:会員・一般／年間25回開催(他申込状況に応じ適宜追加開催)>

目的:法人税、消費税、相続税、資産税等の国税を中心に研修テーマに取り上げ、正しい税知識を身につける。講師は、芝税務署各部門担当官に依頼する。

②新設法人説明会 <対象:芝税務署管内に新たに設立された全法人を対象／年間6回開催>

目的:新たに法人として設立された企業に対し、必要な諸届け等の手続きをはじめ、事業の開始に際して法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官が行う。

③決算法人説明会 <対象:芝税務署管内の決算月を迎えた全法人を対象／年間13回開催>

目的:決算月を迎えた法人に対し、税制改正事項等決算手続きを行うにあたり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官が行う。

④公益法人説明会 <対象:芝税務署管内の決算月を迎えた公益法人を対象／年間1回開催>

目的:決算月を迎えた公益法人に対し、税制改正事項等決算手続きを行うにあたり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行われることを目的として実施する。講師は、芝税務署各部門担当官が行う。

⑤租税教育 <対象:港区及び島嶼地区を中心とした小学生／適宜開催>

目的:港区及び島嶼地区を中心とした小学生を対象に「租税教室」を開催する。講師が小学校に訪問して行う「租税教室」と、小学生が芝税務署に署内見学と同時に「移動租税教室」を実施する。講師は、当会青年部会役員を中心に専門研修を受講した役員が担当する。この他「みなと区民まつり」等の地域イベントにおいて、税についてのゲームコーナーを併設し、参加者に対して税の啓蒙活動を行う。

⑥源泉部会税務研修会 <対象:会員・源泉部会員・一般／年間6回開催>

目的:主に源泉所得税等に関する適正な取り扱いを研修のテーマに取り上げ、企業の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、芝税務署法人課税部門担当官に依頼する。

⑦調査部法人部会税務研修会 <対象:会員・調査部法人部会会員・一般／年間4回開催>

目的:東京国税局調査部所管法人を対象に、「税制改正・法人税に関する適正な取り扱い」等をテーマに取り上げ、法人の実務担当者としての資質の向上に努める。また、開催時には、大企業向けの「e-Tax普及促進」のPRを行う。講師は、東京国税局担当官や税理士に依頼する。

2.納税意識の高揚を目的とする事業

①「税についての作文」「税に関する絵はがき」コンクール <対象:港区及び島嶼地区を中心とした小学生／適宜開催>

目的:港区を中心とした小学生に対し「税についての作文(租税教室を実施した小学生が対象)」「税に関する絵はがき」の募集を行い、優れた作品を表彰する。将来の社会を支える小学生に、税についての啓蒙活動を通じて意識啓発の機会を提供する。

②「税を考える週間」特別講演会 <対象:会員・一般／年間1回開催>

目的:「税を考える週間」行事の一環として、政治・経済・経営をテーマとした講演会を開催する。講師はその分野の専門家や著名人に依頼する。なお、聴講者には正しい税知識の普及、納税意識の高揚並びにe-Taxの利用率向上等の税についての啓蒙活動を行う。

③地域での税務情報広報(関係民間六団体) <対象:一般／年間1回開催>

目的:「みなと区民まつり」において、当会を含む関係民間六団体による税に関するクイズ等のブースを出展する。イベント参加者に対し、税についての広報物(e-Taxチラシ、ノベルティ等)の配布を行う。

3.税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

①税制改正要望事項に関する税制アンケート <対象:会員・一般／年間1回実施>

目的:税に関する調査研究及び情報の収集を目的として、税に関する要望・意見について、アンケートの実施とその取りまとめを行う。

②行政機関等との連絡協議会 <対象:役員／適宜開催>

目的:芝税務署幹部と税知識の普及、納税意識の高揚に関する活動のあり方並びに国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用向上の推進方法や問題解決を目的に意見交換を行う。

4.地域企業の健全な発展に資する事業

①経営者・実務者研修会(税理士による税務研修会) <対象:会員・一般／年間4回開催>

目的:「税理士視点からの注意すべき税務」等をテーマにした内容で、経理担当者等の資質の向上に努める。講師は税理士に依頼する。

②源泉部会研修会 <対象:会員・源泉部会員・一般／年間3回開催>

目的:社会保険、労働保険等及び人事部門等の向けの研修会を実施し、企業の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、社会保険労務士等に依頼する。

③調査部法人部会研修会 <対象:会員・調査部法人部会会員・一般／年間1回開催>

目的:東京国税局調査部所管法人を対象に、「国際財務報告基準」等をテーマに取り上げ、法人の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、公認会計士や税理士に依頼する。

5.地域社会への貢献を目的とする事業

①地域イベントにおける租税教育・税務広報 <対象:一般／適宜開催>

目的:「みなと区民まつり」、「ふれあいどうぶつえん」等の地域イベントにおいて、税についてのゲームコーナーを併設し、参加者に対して税の啓蒙活動を行う。また、税務情報チラシ等の配布を行い税務行政支援に貢献をする。

②環境保全(省エネルギー)に関する事業 <対象:会員・一般／年間3回開催>

目的:地球温暖化対策報告書の提出の促進に資する。環境保全に関する研修会・講習会の開催や、地域イベントにおいて、「節電に関するPR(チラシの配布)」「緑化対策に関するPR(花の種・球根配布)」を実施し、環境保全並びに省エネ活動への意識啓発を行う。

③港区及び島嶼地区小学校との交流会 <対象:港区及び島嶼地区を中心とした小学生・一般／適宜開催>

目的:育成支援及び地域活性化を目的とし、港区及び島嶼地区小学校との交流を「租税教室」「職場体験」等を通じて実施する。

6.会員の福利厚生等に関する事業 ならびに 会員の交流に資するための事業



▲ふれあいどうぶつえん

▲みなと区民まつり

▲賀詞交歓会

▲税務研修会

▲租税教育表彰式

寄附活動について

当会は、本誌1頁に記載のとおり、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした、次の公益事業を精力的に実施しております。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業



これらの事業に必要な資金は、主に会員の方々の会費を充てておりますが、今後、更にその内容の拡大・充実を図るには、寄附金が必要です。

皆様からお預かり致します寄附金は、当会の「寄附金等取扱規程」に則り、公益事業に有効使用させていただきます。

なお、当会は、東京都知事から「公益社団法人」としての認定〔認定日は2012年（平成24年）3月22日、法人登記日は同年4月1日〕を受けておりますので、当会への寄附金には、特定公益増進法人（※）としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。また、税額控除に係る証明を取得しておりますので、個人様の寄附については前記（所得控除）とのいずれか一方を選択いただくことができます。

※すべての「公益社団法人」は、特定公益増進法人と位置づけられています。

昨年度に募金活動を行いました「一般寄附金」に加え、本年度は“租税教育関連事業”、“環境保全・省エネルギー関連事業”などの中から使途を特定し一定期間に限っておこなう「特定寄附金」につきましても募金活動を予定しております。

詳細が確定次第、速やかに当会ホームページ等にて広報いたしますので、当会の事業活動にご理解とご賛同をいただき、公益目的事業の更なる充実と推進のため、是非ご寄附をお寄せくださいますよう心よりお願い申し上げます。

▶ 寄附金等取扱規程（抜粋）

第1条 本規程は、公益社団法人芝法人会（以下「本会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定める。

第2条 本規程において掲げる次の寄附金用語の意義は、当該各号のとおりとする。

（1）一般寄附金

本会会員を含む広く一般社会に、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

（2）特定寄附金

本会会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

（3）特別寄附金

前各号のほかに、個人又は団体から使途を定めて受領する寄附金

2 前項寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を本会定款第4条に規定される公益目的事業に使用しなければならず、残額については、法人会計に充てることができる。

第4条 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、本会定款第4条に規定される公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めるものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

第5条 特別寄附金は、寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

第8条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

※本規程の全文は当会ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

『第3回 通常総会』等の開催について

会員の皆様におかれましては、ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

日頃から本会の事業・活動に格別のお力添えを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本誌記載のとおり、平成25年度事業につきましては、会員の皆様のご支援、ご協力により無事終了いたしました。

去る5月9日に開催されました本年度第1回「理事会」において、

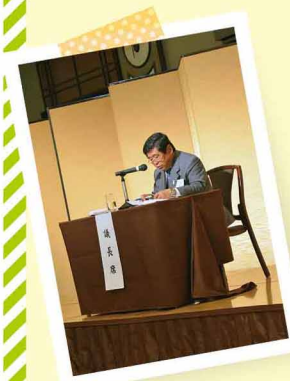
平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）「事業報告及び収支決算報告」を中心とした、

『通常総会』の議案が協議のうえ確定しております。

正式な開催通知は郵送にて別途送付いたしますが、下記に『通常総会』等の開催概要をお知らせいたします。

会員の皆様におかれましてはご多忙中とは存じますが、ご予約くださいますようお願い申し上げます。

公益社団法人 芝法人会 代表理事（会長） 北迫秀樹



日 時

平成26年 **6月10日（火）**
午後4時～5時（受付開始は午後3時30分を予定）

会 場

「**八芳園**」1階 “**ジュール**”
（港区白金台1-1-1 TEL／03-3443-3111）

※「第3回 通常総会」は、法令ならびに「定款」等の当会諸規程に基づき開催いたします。正式な「開催通知」及び「出欠回答（委任状付）葉書」、「議事及び議案書」は、5月12日（月）付郵便にて送付いたします。

※「ご出欠回答（委任状の提出）」につきましては、郵送書類をご確認のうえ、期日までにお手続くださいますようお願い申し上げます。

※「議事及び議案書」は5月13日（火）午後1時頃から「当会ホームページ」にも開示いたします。

『通常総会』当日 その他の予定

◆ 平成26年度 第1回 特別講演会

【時間】午後2時～3時15分

【講師】岩田 公雄 氏 【演題】今後の日本経済の動きを観る

◆ 新任役員紹介

【時間】午後5時30分～5時35分

◆ 感謝状贈呈式

【時間】午後5時35分～6時10分

* 上記の会場はすべて「八芳園」1階 “ジュール”です。

◆ 懇親会

※会員限定／参加費「1万円」

【時間】午後6時20分～7時30分 【会場】「八芳園」3階 “チャット”



ご不明な点などがございましたら下記へお問合せください
公益社団法人 芝法人会「事務局」 TEL／03-3453-6351

災害時には、一斉帰宅しない、させない！ それは事業者の責務です。

大規模地震などの災害が発生した場合、港区内では交通機関の停止により、多くの帰宅困難者が駅周辺が混乱する恐れがあります。災害発生直後の混乱を回避し、安全に帰宅できるようになるまで、事業者一人ひとりが「一斉帰宅しない、させない」を守りましょう。



「一斉帰宅しない!」～むやみに移動しないことが原則～

- 災害発生直後の混乱を助長しない。また、巻き込まれないために、社内に3日間留まりましょう。
- 事前に、3日間留まるために必要な飲食料を準備してください。
- 施設利用者や顧客に対しても同様な対応をお願いします。

「一斉帰宅させない!」～支援活動の協力をお願いします～

たまたまこの地域を訪れている買い物客や観光客等の支援が必要な方々へのご支援・ご協力をお願いします。

- 例
- 一時受入場所の提供
 - 物資等の提供
 - トイレの提供



防災関係 よくある質問

Q 港区内の事業所ですが、避難所はどこですか？

A 区民避難所(地域防災拠点)は、災害により、自宅が全壊または半壊等の理由で住めなくなった区民が避難する場所です。事業所の場合は、「港区防災対策基本条例」「東京都帰宅困難者対策条例」の規定により、一斉帰宅の抑制が事業所の責務として位置づけられています。むやみに屋外に避難することのないようにしてください。ただし、地震により倒壊のおそれがある場合や火災の延焼等により建物に留まることが危険な場合は、広域避難場所のような場所に避難をすることになり、事業所の安全が確認されたら、事業所内に戻り待機していただきます。そのため、全従業員の3日分の水・食料・携帯トイレ・毛布などの物資を備蓄していただくことになっています。

Q なぜ、3日分の備蓄なのですか？

A 大規模災害発生後、72時間(3日)以内での人命救助が高い生存率を示しています。警察・消防・自衛隊の救出救助活動や、大規模火災の消火活動に集中させるため、これらの活動を妨げるこないよう、事業所が安全な場合には3日間は留まることとしています。

《帰宅困難者対策についてのお問合せ》 港区防災危機管理室防災課地域防災支援係 TEL/03-3578-2511

港区防災アプリ

港区は、東日本大震災を踏まえ、区民、事業者等のみなさんに防災意識の普及・啓発をするため、港区防災アプリを配信しています。災害リスクの確認、災害に対する備えに防災アプリをご活用ください。

〈主なコンテンツ〉

- 津波浸水深の3Dイメージ
- 各種ハザードマップ
- 津波動画
- 防災情報メール(リンク)
- 災害用伝言ダイヤル(リンク)
- 港区防災マップ
- 避難所一覧
- 津波避難ビル分布図
- AEDの利用方法
- 公園の防災施設



トップメニュー



津波浸水深の3Dイメージ

ダウンロード方法

iPhone端末向けアプリケーションは「App Store」、Android端末向けアプリケーションは「Google Play」からダウンロードできます。また、アプリダウンロードサービスでキーワード「港区防災アプリ」を検索することでもお探しいただけます。



iPhone端末



Android端末

※「港区防災アプリ」はスマートフォンのみの対応となります。

《港区防災アプリについてのお問合せ》
港区防災危機管理室防災課防災係
TEL/03-3578-2541

平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

- 〔受験資格〕▶ ①平成26年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者
- 〔申込書交付期間〕▶ ①インターネットによる申込書のダウンロード
平成26年5月12日(月)～7月2日(水)
②郵送・持参申込用
平成26年5月12日(月)～6月26日(木)(土・日曜日を除く)
- 〔申込書受付期間〕▶ ①インターネット:**平成26年6月23日(月)～7月2日(水)**
②郵送又は持参:**平成26年6月23日(月)～6月26日(木)**
※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。
- 〔試験日〕▶ ①第1次試験:**平成26年9月7日(日)**
②第2次試験:**平成26年10月16日(木)～10月24日(金)のうち、指定する日**
- 〔インターネット申込先〕▶ <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>(申込書もこちらからダウンロードしてください)

詳細については、お気軽に芝税務署 総務課(TEL/03-3455-0551 内線2004)【担当:城戸】までお尋ねください。

自動車税はクレジットカードで納付できます!

自動車税は、パソコン・携帯電話を使って、クレジットカードでも納付できます。ご自宅や外出先から時間を気にせずお手続きいただけるので、とても便利です。是非ご利用ください。

〔利用期間〕

平成26年5月1日(木)～6月2日(月)まで

なお、転居等の事情により、6月に納税通知書をお送りさせていただく方にご利用いただくため、6月30日午後11時までお支払サイトを開設しております。

〔利用可能クレジットカード〕



*左からVISA、Master Card、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、TSB

〔その他〕

1件につき**決済手数料324円**がかかります。その他、手数料・納税証明書等に関する注意事項がございます。お手続き前に、主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「東京都自動車税お支払サイト」または納税通知書同封のチラシで必ずご確認ください。

東京都 主税局

検索

お問合せ先

東京都自動車税コールセンター TEL/03-3525-4066
平日:午前9時から午後5時(土日・祝日、年末年始12/29から1/3を除く)